

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月15日
【会社名】	リケンNPR株式会社
【英訳名】	NPR-RIKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 前川 泰則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03(6899)1871
【事務連絡者氏名】	経営管理統括部 部長 前田 和則
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03(6899)1871
【事務連絡者氏名】	経営管理統括部 部長 前田 和則
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 423,900,000円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 (会社法上の払込金額の総額)です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年5月15日に、2024年3月期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の連結業績を公表いたしました。これに伴い、2024年2月14日付で提出いたしました有価証券届出書について、当該連結業績の概要を添付書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

2024年3月期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

< 前略 >

3【臨時報告書】

(1) 当社による提出

当社の設立日（2023年10月2日）以後、本有価証券届出書提出日（2024年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を、2023年10月31日に関東財務局長に提出

(2) 適格株式移転完全子会社である株式会社リケンによる提出

1 (2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日に関東財務局長に提出

1 (2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月2日に関東財務局長に提出

(3) 適格株式移転完全子会社である日本ピストンリング株式会社による提出

1 (3)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日に関東財務局長に提出

1 (3)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月3日に関東財務局長に提出

< 中略 >

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての当社が提出した四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該四半期報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年2月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該四半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年2月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第1【参照書類】

< 前略 >

3【臨時報告書】

(1) 当社による提出

当社の設立日（2023年10月2日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を、2023年10月31日に関東財務局長に提出

(2) 適格株式移転完全子会社である株式会社リケンによる提出

1 (2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日に関東財務局長に提出

1 (2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月2日に関東財務局長に提出

(3) 適格株式移転完全子会社である日本ピストンリング株式会社による提出

1 (3)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日に関東財務局長に提出

1 (3)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月3日に関東財務局長に提出

< 中略 >

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての当社が提出した四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該四半期報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該四半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。